改正後

目次

第一章　［略］
第二章　［略］
第三章　［略］
第四章　特定個人情報の提供
　第一節　特定個人情報の提供の制限等（第四十条―第四十四条）
　第二節　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第四十五条―第五十一条）
第五章　機構処理事務管理規程等（第五十二条―第五十五条）
第六章　雑則（第五十六条）
附則

（通知カードの利用の可否に関する情報の提供）

第十五条の二　市町村長は、通知カードの利用の可否その他の運用に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により提供することができる。

（個人番号カードの効力の有無に関する情報の提供）

第三十二条の二　市町村長は、個人番号カードの効力の有無その他の運用に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により提供することができる。

（特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任）

第四十八条　都道府県知事、市町村長又は一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。次項において同じ。）若しくは広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理事会。次項において同じ。）は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三条第一項に規定する電子計算機及び法第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（以下「特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。）を行わせることができる。

一　法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め

二　法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供

改正前

目次

第一章　［同上］
第二章　［同上］
第三章　［同上］
第四章　特定個人情報の提供
　第一節　特定個人情報の提供の制限等（第四十条―第四十四条）
　第二節　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第四十五条―第四十七条）
第五章　雑則（第四十八条）
附則

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］